

農林水産知的財産戦略総合推進事業

【平成22年度概算決定額 95(0)百万円】

対策のポイント

農業分野における知的財産の創造・活用、保護を推進するため、現場の技術を知的財産として活用する方策の検討や課題の整理、温暖化に対応できる新品種の開発、国内外での知的財産の保護強化等、知的財産戦略に基づき、総合的な施策を展開します。

<背景／課題>

- ・ 海外における知的財産保護のための情報収集・共有体制の整備・運営
- ・ 温暖化による野菜の高温障害の発生
- ・ コンピューターによる農業者の意思決定支援システムの構築にあたり、知的財産面での課題を整理する必要
- ・ 農林水産業の現場の技術・ノウハウ等について知的財産として流通させている例が少ない

政策目標

- (1)農林水産知的財産保護コンソーシアム会員数を前年度比で1割以上増加(平成22年度)
- (2)温暖化対応の野菜の新品種を7品目で開発(平成26年度)
- (3)農林水産知的財産ネットワーク会員を前年度比で5%以上増加(平成22年度)

<内容>

(1) 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応

海外での我が国の地名等を利用した不当な商標出願に対し、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、県等利害関係者による適時かつ効果的な対応を後押し。

(2) 温暖化に対応した新品種の開発

国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の新品種を開発。

(3) 農林水産業の現場における知的財産(技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等)を活用するための情報収集、発信、活用手法の開発

①マニュアル化が困難な生産技術やノウハウについて、データマイニング技術等を用いて解析することにより、農業者にアドバイスを行う支援ツールが生み出す知的財産の考え方・管理方法等を検討。

②農林水産現場の技術・ノウハウ等の流通手法を開発するためのモデル的な流通実証。

③農林水産知財情報を集積するとともに、より活用しやすい形での情報提供。

<事業実施主体> 民間企業 等

<補助率> (1)、(3)については定額 (2)については1/2

<事業実施期間> (1) 平成21年度～平成24年度

(2) 平成22年度～平成26年度

(3) ①平成22年度、②、③平成20年度～平成24年度

【担当課:生産局知的財産課 (03)3502-5525(直通)】

我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応

続発する海外商標問題

「青森」「讃岐」等、中国、台湾等における我が国の地名、品種名等の商標出願・取得や我が国の農林水産物等の高い評価に便乗した模倣品・海賊版の増加

→海外での知的財産権取得、不当な商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠

農林水産省

補助金
(定額)

事業受託会社(民間)

- ◇「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の事務局
- ◇都道府県等の負担による監視業務の仕組みの設定
- ◇海外における模倣品の発生状況、品種名称等の使用状況に関する調査・情報収集

実施

中国、台湾における商標監視

地方相談会
(弁護士等派遣)

海外現地調査
(市場調査を現地法律事務所等に委託)

結果報告等

農林水産知的財産保護コンソーシアム

● 関心のある都道府県又は都道府県協議会

メンバー

- ・育成者権者としての立場
- ・県内の農林水産物等の輸出関係者のとりまとめの立場

● 農林水産業関係団体(全国レベル)

● ジェトロ、弁理士会等

我が国農林水産物の知的財産面での取組強化により日本ブランドの海外展開を実現

【事業実施主体】 民間企業等 【概算決定額】 22百万円

温暖化に対応した新品種の開発

○温暖化により、野菜の高温障害等が発生



しかし、温暖化に伴う野菜の品種開発には、

- ①素材となる植物の探索・導入
- ②生理・病理の専門的な知見や専門の施設を使った調査が必要であり、食味の改善等に係る品種開発に比べ、困難



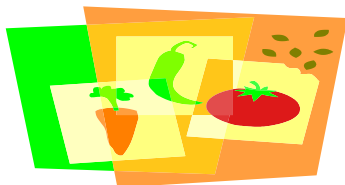
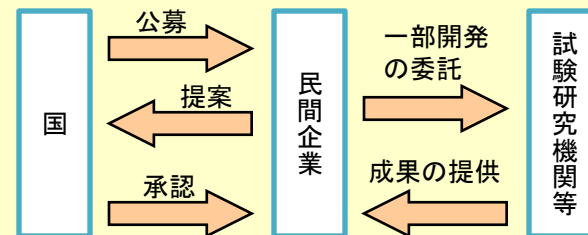
民間企業「が試験研究機関等と共同で行う野菜の温暖化対応品種開発を支援

必要な経費の1/2以内を補助

・最大で1品目当たり約320万円／年(開発期間は最長5年間)

(対象となる補助経費)

- ①育種に必要な素材となる植物の導入に要する費用
- ②開発中の品種が「高温に強い」、「病害に強い」といった性質を確認するための調査費用
- ③開発品種の性質の安定化を図るため、栽培・選抜に必要な費用等



知的財産の取扱いは・・・

開発の成果(交配種(片親))は、事業終了後5年間は開発した民間企業の独占利用(秘匿)を認め、その後は、成果の公開(公知化)又は種苗法に基づく出願を行い、第三者に対して新品種の育成等のための利用を認めることを事業実施に当たっての条件とする。

【事業実施主体】 民間企業

【補助率】 1/2以内

【概算決定額】 23百万円

農林水産業の現場における知的財産(技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等)を活用するための情報収集、発信、活用手法の開発

目的: 農林水産業の現場における技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等の知的財産を農林水産業の競争力強化のため有効に活用する体制を整備する

ねらい

- ・AI(アグリインフォマティクス)農業の実現に必要な課題の解決
- ・技術開発者の利益を確保して、技術・ノウハウ等の知的財産の流通を促進し、農林水産業の技術やノウハウの水準の向上
- ・農林水産分野での知的財産の創造と企業、農業法人等による活用の促進等を実施することにより、農業分野のイノベーションを促進する。

【事業の内容】

① AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討

- ・システムが生み出す栽培技術・ノウハウの知的財産の考え方・管理方法の検討
- ・システムが生み出す栽培技術・ノウハウを資金調達や販売先の確保に活用する方法の検討

② 流通手法開発

- ・現場の農業者、農業法人等が有する農業技術の実証試験、実用化調査を実施し、実用化・商品化につなげる事業の実施

③ 農林水産知的財産ネットワークのための情報基盤の整備

- ・農林水産分野の試験研究成果や技術の情報を一元的に提供するシステムの運用、知的財産の活用事例の調査・収集とシステムへの組み込み

※AI農業とは

情報分析技術や人工知能など最新の情報科学等に基づく技術を活用して、より高度な生産・経営を実現させる農業の姿

※AIシステムとは

熟練農家の有する栽培技術・ノウハウといった言語や文字による表現が難しい農業生産技術について、過去のデータを蓄積し、これを解析することにより、農業者のそれぞれが目指す方向に沿ったアドバイスを適時に行うコンピュータによる意志決定支援システム

【事業実施主体】 民間企業等 【概算決定額】 ①19百万円 ②12百万円 ③19百万円